

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成21年 5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

26 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第19条の4第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、知事は、この条例の施行後に人事委員会の行う同年の給与に係る勧告後において、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下この表において「新条例」という。）附則第26項の規定による読替え前の新条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

新条例附則第26項の規定による読替え後の新条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

目 次

条 例

○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例………（人事課）	1
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ………（教育庁給与課）	2
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ………（警察本部警務課）	2

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

12 平成21年6月に支給する知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）の期末手当に関する同条第2項及び前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、前項中「同条第2項」とあるのは「次項の規定による読替え後の同条第2項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

新条例附則第26項の規定による読替え前の新条例第19条の4第2項	新条例附則第26項の規定による読替え後の新条例第19条の4第2項
----------------------------------	----------------------------------

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

24 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第19条の4第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、知事は、この条例の施行後に人事委員会の行う同年の給与に係る勧告後において、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下この表において	新条例附則第24項の規定による読替え後の新条例第19条第2項（同条第3項の規
---------------------------------------	--

て「新条例」という。）附則第24項の規定による読替え前の新条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	定により読み替えて適用する場合を含む。）
--	----------------------

新条例附則第24項の規定による読替え前の新条例第19条の4第2項	新条例附則第24項の規定による読替え後の新条例第19条の4第2項
----------------------------------	----------------------------------

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

25 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第22条の4第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規

定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、知事は、この条例の施行後に人事委員会の行う同年の給与に係る勧告後において、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この表において「新条例」という。）附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
新条例附則第25項の規定による読替え前の新条例第22条の4第2項	新条例附則第25項の規定による読替え後の新条例第22条の4第2項

